

お客さま各位

偽造・盗難キャッシュカード被害への対応について（お知らせ）

当組合では、今般、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（平成 18 年 2 月 10 日施行）の公布を受けて、個人のお客さまが JA キャッシュカードの偽造・盗難による貯金の不正払戻し被害に遭われた場合、原則補償をさせていただくことといたしました。

つきましては、JA キャッシュカード規定（普通貯金無利息型を含みます。）を平成 18 年 2 月 10 日に改定し、同日以降はこれに基づき被害補償の対応を開始いたしますのでご案内申し上げます。

1. JA キャッシュカード規定改定のポイント

- (1) お客さまが JA キャッシュカードの偽造・盗難による貯金の不正払戻し被害に遭われた場合、原則補償をさせていただきます。ただし、たとえば以下のような場合には、お客さまが補償を受けられない、または補償が減額される可能性がありますのでご留意願います。

< 偽造カードによる被害の場合 >

- ・お客さまに「故意」、「重大な過失」があった場合

< 盗難カードによる被害の場合 >

- ・お客さまに「故意」、「重大な過失」、「過失」があった場合
- ・カード盗難の当組合への通知が被害発生日の 30 日後までに行われなかった場合
- ・お客さまのご親族様等による払戻しの場合
- ・お客さまが当組合に虚偽の説明をした場合
- ・戦争、暴動など、社会秩序の混乱に乗じた盗難の場合

- (2) カードの不正使用のおそれがある場合の対応について

カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合は、カードの利用を停止させていただくことがあります。また、お客さまに直接確認のご連絡をさせていただく場合もございます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

- (3) その他

補償対象外となりうる「重大な過失」や、補償減額の対象となりうる「過失」は以下のとおりです。

「重大な過失または過失となりうる場合」**1. 本人の重大な過失となりうる場合**

本人の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) 本人が他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) 本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) 本人が他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他本人に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 本人の過失となりうる場合

本人の過失となりうる場合の事例は、以下の通りです。

- (1) 次の(A)または(B)に該当する場合

(A) 当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合

(B) 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

- (2)(1)のほか、次の(A)のいずれかに該当し、かつ、(B)のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

(A) 暗証番号の管理

ア 当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合

イ 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

(B) キャッシュカードの管理

ア キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合

イ 酔い等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

- (3) その他(1)(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

2. キャッシュカードと暗証番号の管理についてのお願い

キャッシュカードは通帳や印鑑と同様、大切なものですので、厳重な管理をお願い申し上げます。

また、暗証番号を他人に知られないようにご注意ください。生年月日・電話番号・車のナンバーなど推測されやすい暗証番号のご利用は避けてください。生年月日等の類推されやすい暗証番号は別の番号に変更してください。暗証番号を変更される場合はお取引店へお申し出ください。

～ JA キャッシュカード規定（改定版）は店頭に備え置いてあります。～

～ 偽造・盗難カード被害に遭われた場合は、すみやかにお取引店へご連絡ください。～

松本ハイランド農業協同組合